

報告第 5 4 号

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日承認

環境部会ごみ収集分科会の事務事業調整方針について

環境部会ごみ収集分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第54号

協 議 会 報 告 項 目

環 境 部 会

ごみ収集分科会 7-2

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
7 - 2 - 1	家庭ごみの収集カレンダー	7/3			7/17	
7 - 2 - 2	家庭ごみ収集車両の保有状況等	7/3			7/17	
7 - 2 - 3	家庭ごみの収集	7/3			7/17	協議会協議項目
7 - 2 - 4	家庭ごみの排出方法(ごみ袋の指定等)	7/3			7/17	
7 - 2 - 5	家庭ごみの収集ステーションの設置状況	7/3	10/30		11/11	協議会協議項目
7 - 2 - 6	家庭ごみの搬入先	7/3			7/17	
7 - 2 - 7	適正排出に関する指導状況	7/3			7/17	
7 - 2 - 8	犬猫等死体収集及び費用	7/3	10/30		11/11	
7 - 2 - 9	市町村の各施設等で発生するごみの収集	7/3			7/17	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 家庭ごみの収集カレンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・1枚で1年分の収集日程がわかるカレンダー方式の家庭ごみ収集日程表を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・月カレンダーは3ヶ月×4枚のセットで作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回企画情報課の作成する町民カレンダーに収集日程を掲載 ・ごみの正しい出し方は環境課で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回B4版で3ヶ月毎の収集日程を記載した両面刷りの収集カレンダーを作成。 ・年1回A2版のごみの種類毎の出し方のチラシを配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回(前期・後期)分を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回4ヶ月分、A3版両面印刷の収集カレンダーを作成 ・別途家庭ごみの出し方を作成し配布
	<ul style="list-style-type: none"> ・収集区域は最大16区域あるため収集日程表は16種類作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・4種類のカレンダーを作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集区域は2区域あるが、両面印刷のため1種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・1種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・1種類
	<ul style="list-style-type: none"> ・5種類の外国語版(英語・スペイン語・中国語・ハンガール語・ポルトガル語)点字版作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・3種類の外国語版(中国語、ポルトガル語、英語)を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語版(ポルトガル語)作成 	-	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、大学生協、アパート、マンションの管理人、不動産業者、本庁及び出先機関等の窓口等を通じて配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を通じて配布。 ・本庁及び出先機関等の窓口等を通じて配布。 	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を通じて配布。 ・各事業所、アパート等の管理会社、出先機関等の窓口、転入者へ配布
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語版 85,000部 ・外国語版 4,500部 	<ul style="list-style-type: none"> ・17,000部印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語版7,000部 ・ポルトガル語版200部作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・カレンダー 2,900部×4回 ・分け方 3,000部 	<ul style="list-style-type: none"> 作成部数前期・後期共各1,500部 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語版 4,000部×3回
	<ul style="list-style-type: none"> ・上半分にごみの出し方の説明下半分に月日毎に出すごみを略称にて記載しごみ出し日が人目でわかるスタイル 					
	<ul style="list-style-type: none"> ・H14年度予算： 1,843千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H14年度予算： 1,071千円 		<ul style="list-style-type: none"> ・H14年度予算： 978千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H14年度予算： 200千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H14年度予算： 756千円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類毎の分別及び出し方を記載して作成 ・家庭ごみの正しい分け方、出し方を記載して配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回15ページで収集日程以外の役場の情報も全部掲載 ・併せてごみと資源の分け方、出し方(9品目)収集日程表の記載、家庭でのごみの分別早見表を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活カレンダーに組み込み作成 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分け方、出し方を記載して、年1回毎月の収集日程を記載した収集カレンダーを作成。全戸配布している。 	<p>一部市町村においては、生活カレンダーとして、町の行事予定表と兼ねているところもあるが、新市になるとこの方式は難しいと思われることからごみ専用のカレンダーに統一する。</p> <p>なお、収集区域、分別の区分等との関係があるので、ひとつのものにはできないが、合併後の新年度からカレンダーの様式・形式等の統一も図る方向で調整する。</p>
・ 1種類	・ 1種類	・ 1種類	・ 1種類	
-	-	-	-	
年1回配布人により配布	久居市に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を通じて配布 ・出先機関の窓口にも配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備推進員を通じて配布。 ・各地域住民センターにも配布。 	
・ 日本語版 2,000部	日本語版5,600部作成	日本語版5,000部作成	・ 日本語版3,000部作成	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類毎の出し方を記載し、月日毎に出すごみを略称にて記載してごみ出し日が一目で分かるスタイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・上半分にごみの種類毎の出し方の説明。下半分に月日毎にごみ出し日が一目で分かるようごみを略称にて記載 	
	・ H14年度予算： 1,430千円		・ H14年度予算： 950千円	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 家庭ごみ収集車両の保有状況等【保有等】	<p>H14.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集車の保有状況 2トン車1台、3トン車14台、4トン車4台、5.5トン車24台 合計43台保有 ・他車両8台（4トンクレーン車、軽貨物車他） ・収集効率の向上のために現場間、事務所と現場間で活用する無線機を配備 基地局1基、携帯用3基、車載用35基 合計39基 ・職員等現場事務所 現場事務所 1箇所：津市大字半田3247(環境部環境事業課) 	<p>H14.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集車の保有状況 2トン車5台、4トン車2台、平ボディ1.5トン車2台、平ボディ2トン車1台、平ボディ3トンLPG車1台、合計12台保有（他に軽トラック2台あり） ・収集効率の向上のために現場間、事務所と現場間で活用する携帯電話7台を配備 ・職員等現場事務所 現場事務所 1箇所：久居市森町2459(清掃事業管理センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の貸与状況 2トン車2台 4トン車2台 計4台 貸与 	-	-	-
【維持管理】	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上、10万km以上の走行をした古い車両の計画的な更新を図っている。 ・平成14年度当初予算：自動車修繕料26,114千円（車検、6ヶ月点検、修理代他）*車両購入費を除く ・平成14年度当初予算 燃料費 15,376千円 損害保険料 2,281千円 重量税 2,541千円 ・交通事故等が発生した場合には事故発生報告、示談書締結等相手方との交渉も含め全て担当課で解決を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・平成14年度当初予算：自動車修繕料 2,453千円（車検、6ヶ月点検、修理代他）*車両購入費を除く ・平成14年度当初予算 燃料費 3,300千円 重量税 383千円 損害保険料は財務課で一括 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集委託業者に対して収集車を貸与する。貸与期間は6年。 ・委託業者において収集車両の維持管理を行っている。 ・町又は、第三者に損害を与えた場合における損害賠償及び収集運搬車の維持管理に要する経費は委託業者の負担とする。ただし、特にやむを得ない理由と認められる時は町と協議する。 	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	750kg車 1台 軽トラック 1台	-	現有車両は、そのまま新市に引き継ぐものとする。 河芸町においては貸与方式から、委託料積算方式に変更を検討する。
-	-	・納車後10年以上、10万km以上の走行をした古い車両の計画的な更新を図っている。 2t車 1台(リース) 750kg車 3台(内2台リース) 軽トラック 1台 平成14年度当初予算： 自動車修繕料 399千円(車検、6ヶ月点検、修理代他) *車両購入費を除く ・平成14年度当初予算 燃料費 648千円 損害保険料 113千円 重量税 79千円	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 家庭ごみの収集 【収集回数】 協議会協議項目	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月 ・リサイクル資源(6分別) 1回/月 ・プラスチック 2回/月 ・金属 2回/月 ・びん 1回/月 ・使用済乾電池 1回/月(燃やせないごみと同時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月(金属再生) 2回/月(埋立) ・びん 2回/月 ・カン 2回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・紙(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック) 1回/月 ・衣類、布類 1回/月 ・使用済乾電池 回収ボックスを設置し、随時回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ 2回/週 ・もやせないごみ 1回/週 ・缶・ペットボトル 2回/月 ・びん 1回/月 ・粗大ゴミ 4回/年 ・乾電池・蛍光灯 4回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/週(一部地域) ・燃やせないごみ 2回/月 ・カン類 1回/月 ・ビン類 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、布類、紙パック) 1回/月 ・使用済み乾電池 公共施設設置箱 7箇所 ・粗大ごみ(有料) 4回/年 指定場所・時間内に排出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月(金属類) 2回/月(その他(プラスチック、缶・ビン類)) ・カン類 1回/月 ・ビン類 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール・衣類布類) 1回/月 ・使用済乾電池(拠点回収) 3~4回/年(随時) 5箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月 ・ダンボール 1回/月 ・タオル・シーツ類 1回/月 ・新聞 1回/月 ・雑誌類 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・カン類 1回/月 ・プラスチック類 2回/月 ・びん 1回/月 ・使用済乾電池(拠点回収) 3~4回/年(随時) 11箇所
【業務形態等】	<ul style="list-style-type: none"> ・直営 ・収集業務従事者職員数 H14.4.1現在 職員 109名 臨時職員 11名 合計 120名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内51町(15,750世帯)のうち 16町(5,833世帯) 業者委託 35町(9,917世帯) 直営 資源ごみは、全域直営 ・収集業務従事者職員数 H14.4.1現在 職員 11名 臨時職員 20名 合計 31名 	・業者委託	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3.
-------	----

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・不燃ごみ ・資源ごみ ・粗大ごみ ・その他のごみ 不燃ごみ~その他のごみに ついては、町のストックヤードに町民が直接搬入。 6回/週(毎週火曜日定 休) AM7:30~12:00 PM1:30~4:45 	<ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ 2回/週 ・もやせないごみ 1回/月 ・缶 1回/月 ・びん(4分別) 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・紙 1回/月 ・可燃系粗大ごみ 3回/年 ・不燃系粗大ごみ 3回/年 ・有害ごみ(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 1回/週(9月~5月) 2回/週(6月~8月) ・燃やせないごみ 1回/月 ・リサイクル資源(7分別) 1回/月 ・使用済乾電池(資源ごみと 同時) 1回/月 ・スプレー缶・ガスボンベ・ 使い捨てライター 1回/月 ・粗大ごみ 3回/年(17箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 1回/週(10月~5月) 2回/週(6月~9月) ・燃やせないごみ 1回/月 ・リサイクル資源 カン類 6回/年 ペットボトル 5回/年 ビン 6回/年 ・使用済乾電池 公共施設、JAに回収箱設置 ・粗大ごみ 家電類 1回/年 金属類1(大) 1回/年 金属類2(小) 1回/年 家具類 1回/年 	
<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
【分別収集区分】	7種12分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ（粗大ごみ、陶磁器、ガラス、飲料用以外のびんなど） 3 リサイクル資源 ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・紙バック ・布類 ・ペットボトル 4 プラスチック 5 金属（家電リサイクル4品目を除く） 6 びん（飲料用のびん） 7 使用済乾電池 リサイクル資源の雑誌には紙箱、紙袋、包装紙、ハガキを含む	8種17分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ ・金属再生 ・埋立 3 紙類 ・新聞 ・雑紙 ・ダンボール ・紙バック 4 衣類、布類 5 ペットボトル 6 飲食用のびん ・白 ・黒 ・茶 ・青緑 ・生きびん 7 飲料用のカン ・アルミ ・スチール 8 使用済乾電池	5種7分別収集 1 もやせるごみ 2 もやせないごみ 3 資源ごみ ・カン ・ビン ・ペットボトル 4 粗大ごみ 5 乾電池、蛍光灯	8種12分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ 3 カン類 4 ビン類 5 ペットボトル 6 紙類 ・新聞紙 ・雑誌 ・布類 ・段ボール ・紙バック 7 粗大ごみ 8 使用済乾電池 雑誌には、紙箱、紙袋、包装紙、葉書を含む	6種10分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ ・金属（掃除機、扇風機、ドライヤー、ストーブ、自転車ほか） ・その他（プラスチック、ポリ、陶磁器ガラス、食料3品以外のビンほか） 3 カン類 4 ビン（食料品のビン） 5 ペットボトル 6 資源ごみ ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・衣類布類	11分別収集 1 可燃ごみ 2 不燃ごみ（陶磁器、ガラス、飲料用以外のびんなど） 3 新聞（新聞、折込チラシ） 4 雑誌類（本、包装紙、ボール紙） 5 ダンボール（ダンボールのみ） 6 タオル・シート類（ウエスに利用できるもののみ） 7 ペットボトル 8 プラスチック類 9 カン類（飲料用缶、菓子缶、卓上コンロボンベなど） 10 びん類（飲料用のびん） 11 使用済乾電池（拠点回収） 雑誌類には、紙箱、紙袋、包装紙ハガキを含む
【特別収集】	・年末・年始 年末に燃やせるごみ 1日設定 プラスチック 1日設定 ・祝日 実施していない（場合により実施） ・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。	・年末・年始 年末に年末特別清掃として 1日設定 ・祝日 燃やせるごみは、祭日等も実施 ・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。（市民一斉清掃デーなど）	・年末・年始 年末に燃やせるごみ 1日設定 ・祝日 実施していない 土曜日（燃やせるごみ実施） ・自治会による清掃活動、学校のPTAによる1日清掃には、パッカー車を派遣。当日、無理な場合や量が少ない場合は、地区の集積所へ。もしくは、環境課職員がトラックで対応。町主催行事についても同様。	・年末・年始 年末に曜日により燃やせるごみ 1日設定 燃やせないごみ 1日設定 ・祝日 燃やせるごみ、紙ごみのみ実施 ・キャンプ場の収集 5月から11月までキャンプ場の収集を行っている。	・年末・年始 年末に燃やせるごみ 1日設定 燃やせないごみ 1日設定 ・祝日 燃やせるごみ実施 ・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。	・年末・年始 年末に曜日により燃やせるごみ 1日設定 ・祝日 実施 ・クリーン作戦で出たごみ、白銀搬入ごみ以外は祝日振り替え休日も収集を行う。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3.
-------	----

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>5種11分別収集</p> <p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ(粗大ごみ、廃プラ、陶器類等)</p> <p>3 資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌 ・段ボール ・布類 ・缶 ・びん ・ペットボトル <p>4 金属(家電4品目を除く)</p> <p>5 使用済乾電池</p> <p>資源ごみの雑誌には、紙箱、紙袋、包装紙等を含む 当町においては、可燃ごみ以外の収集は行っておらず、住民の方が町のストックヤードに持ち込んでから分別を行っている。</p>	<p>9種12分別収集</p> <p>1 もやせるごみ(台所ごみ、布類、食品プラ、木くず)</p> <p>2 もやせないごみ(金属類、ガラス、陶器、プラ「食品以外」)</p> <p>3 缶(飲料用、食品用)</p> <p>4 びん(飲料用、食品用)</p> <p>5 ペットボトル</p> <p>6 紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・雑紙(チラシ、雑誌、菓子箱、ラップの芯等) ・段ボール ・飲料用紙パック <p>7 可燃系粗大ごみ(家具類、寝具類)</p> <p>8 不燃系粗大ごみ(家電製品「家電リサイクル4品目以外」、金属類)</p> <p>9 有害ごみ(乾電池、水銀入り体温計)</p>	<p>6種14分別収集</p> <p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ(陶磁器、ガラス、飲料用以外のびんなど)</p> <p>3 リサイクル資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・ペットボトル ・びん ・アルミ缶 ・スチール缶 <p>4 粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具、寝具 ・家電製品 ・金属類 <p>5 使用済乾電池</p> <p>6 取扱危険ごみ(スプレー缶、カセットガスボンベ、使い捨てライター)</p> <p>リサイクル資源の雑誌には、紙箱、紙袋、包装紙、ハガキを含む</p>	<p>6種 9分別収集</p> <p>1 燃やせるごみ(台所ごみ、布類、紙類、プラスチック(食品関係)、木屑、その他)</p> <p>2 燃やせないごみ(プラスチック、皮革・ゴム類、陶器・ガラス、金属類、その他飲料用以外のびんなど)</p> <p>3 カン類</p> <p>4 びん</p> <p>5 ペットボトル</p> <p>6 粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電(4品目を除く) ・金属1(大) ・金属2(小) ・家具 	
<p>・年末・年始 年末年始に 特別収集 各1日設定</p> <p>・祝日 実施</p> <p>・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。</p>	<p>・年末・年始 年末に もやせるごみ 1日設定</p> <p>・祝日 実施</p> <p>・各種団体・学校等の自主的な清掃活動により回収されたごみの収集。行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。</p>	<p>・年末・年始 年末・年始に曜日により 燃やせるごみ 1日設定</p> <p>・祝日 燃やせるごみ実施</p> <p>・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。</p>	<p>・年末・年始 年末に 燃やせるごみ 1日設定</p> <p>・祝日 実施</p> <p>・各種団体等で出されたごみの収集は各団体に依頼し収集している。</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 家庭ごみの排出方法（ごみ袋の指定等）	・容器、指定袋を使用しない。中身のわかる市販の透明又は半透明袋を使用	・同左 ・びんはコンテナボックス	・同左 ・缶、びんはコンテナボックス	・同左	・同左	・同左
5 家庭ごみの収集ステーションの設置状況	・燃やせるごみ 約5,500箇所 ・燃やせないごみ 約2,100箇所 合計 約7,600箇所	・全ステーション数 約600箇所	・燃やせるごみ 272箇所 ・燃やせないごみ 193箇所 ・資源ごみ 184箇所 ・粗大ごみ 29箇所 合計 約300箇所 (兼ねるステーションがある。)	・全ステーション数 約100箇所	・全ステーション 60箇所 (燃やせるごみ、燃やせないごみ)	・全ステーション 約140箇所
協議会協議項目	・ステーションの管理者、設置者等から新設・移転・廃止届出書を提出させ現地調査後決定する。	・自治会長と担当課で協議の上、設置場所の新設・移転等を行う。	・担当課で合意した場所で届出（新設・移転・廃止）をしてもらう。	・自治会と担当課で協議の上、設置場所の新設・移転等を行う。	・担当課で合意した場所で届出（新設・移転・廃止）をしてもらう。	・設置場所は各区で決める
	・市で独自に設置したステーションはなし。 ・設置に関して補助金なし。	・市で独自で設置したステーションはなし。 (補助金) 集積所：補助率 2/3 補助金限度額 45万円 集積庫：補助率 2/3 補助金限度額 12万円	・自治会の新設した集積所に対し上限を15万円とし、半額補助	・自治会の要望により新設、改修に対し補助金を支出。 上限5万円（5万円未満は全額）	・村で独自に設置したステーションはなし。 ・設置に関し補助金の支出なし。	・町独自で設置したステーションはなし。（小・中学校、保育園、町体育館も収集） ・設置、修繕に関し 1/3の補助金を支出。（上限7万円）
	・自治会またはアパート・マンション等の管理人で管理	・自治会またはアパート・マンション等の管理人で管理	・自治会又はアパート、マンション等の管理人で管理	・ステーションは自治会で管理	・区、自治会で管理	・区、自治会で管理

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 5.
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左 (名前の記入) ・缶、びんはコンテナボックス	・同左 ・缶、びん、ペットボトル、乾電池、スプレー缶は、コンテナボックス	・同左	
・燃やせるごみ 約130箇所 ・その他 1箇所 合計 131箇所	・全ステーション 184箇所	・全ステーション 130箇所 (燃やせるごみ、燃やせないごみ) ・粗大ごみ排出場 17箇所 (年3回)	・全ステーション 149箇所	
・自治会長と担当課で協議の上、設置場所の新設・移転等を行う。	・設置場所は各自治会で決める。	・担当課の合意した場所において届出(新設・移転・廃止)をしてもらう。	・設置場所は各地区で決める。	
・町においてごみ箱を購入し設置する。	・集積所の新設、改修等補助金 事業費上限50万円 1/3補助	・町独自の設置集積所はなし。 ・設置補助金：補助率3割(上限15万円)	・管理は自治会で実施 集積所の新設、改修等補助金(80%補助、上限20万)	
・町が設置後の管理は自治会や付近の住民が行う	・管理は自治会で実施 ・アパート、マンション等の管理人で管理	・届出した自治会、アパート、マンションの管理人で管理	・管理は自治会で実施	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
6 家庭ごみの搬入先	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 西部クリーンセンター ・新聞、雑誌、ダンボール紙バック、布類 資源回収業者5社へ収集後直接搬入 ・上記以外 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ クリーンセンターおおたか ・新聞、雑誌、ダンボール紙バック、布類 資源回収業者(1社) ・カン 久居リサイクル事業所組合 ・びん 業者(1社) ・生びん 業者(3社) ・上記以外 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ 河芸町美化センター ・上記以外 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 安芸美清掃センター ・紙類(布類含む) 資源回収業者(1社)へ直接搬入 ・上記以外 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 安芸美清掃センター ・燃やせないごみ 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 安芸美清掃センター ・新聞、雑誌、ダンボール 資源回収業者(2社)へ収集後直接搬入 ・タオル・シーツ類 資源回収業者(1社)へ収集後直接搬入 ・上記以外 白銀環境清掃センター
7 適正排出に関する指導状況	<p>家庭系ごみ適正排出啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエローカードの貼付、分別排出標示板の配布、分別排出等啓発用看板の設置 ・市政だより、チラシ、ごみ分類用家庭用冊子、家庭ごみ収集日程表(含外国人版)での啓発 ・ケーブルテレビ、ホームページ、ごみダイエット塾、小学校現地指導 ・環境保全指導員腕章交付、ごみの一時集積所を管理する自治会長又はアパート、マンションの管理人まで個別指導 ・宅建協会及び、転入、転居窓口でのチラシ交付等 <p>事業系ごみの排出指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入ビット前でのごみ質の検査指導 ・チラシの配布 ・直営による収集拒否のための個別指導 	<p>家庭系ごみ適正排出啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエローカードの貼付、分別排出標示板の配布、分別排出等啓発用看板の設置 ・広報「ひさい」、チラシ、ごみ分別用マニュアル、ごみ資源分別カレンダーでの啓発 ・ごみの一時集積所を管理する自治会長又はアパート、マンションの管理人まで個別指導 ・転入、転居窓口でのチラシ交付等 <p>事業系ごみの排出指導</p> <p>同左</p>	<p>家庭系ごみ適正排出啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年ぬきうちでごみ質検査を実施し、分別できていない袋にイエローカードを貼付。 ・広報、回覧等チラシ、ごみの出し方で啓発 ・リサイクル委員に腕章を渡し粗大ごみ時に啓発活動を行ってもらう。 <p>事業系ごみの排出指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月々の搬入量を調査し、量が多い時は内容物を確認し警告する。 	<p>家庭系ごみ適正排出啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別排出標示板の配布、分別排出等啓発用看板の設置 ・「家庭ごみの分け方・出し方」『ごみ収集カレンダー』での啓発 ・町広報、回覧での啓発 ・集積所が自治会管理のため自治会でのごみ分別の徹底のお願い <p>事業系ごみの排出指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの収集運搬業の申請の際に分別の徹底、町ごみ体制の状況を説明し収集業者から事業者に対し分別の徹底を促す。 	<p>家庭系ごみ適正排出啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イエローカードの貼付 ・美里村広報に掲載 ・ごみ収集日程一覧表での啓発 ・転入時窓口での日程一覧表交付 <p>事業系ごみの排出指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの配布 	<p>家庭系ごみ適正排出啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警告書の貼付、分別排出標示板の配布 ・広報、チラシ、家庭ゴミの出し方、ごみ収集カレンダーでの啓発 ・ホームページ

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	6. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 7. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-----------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ クリーンセンター おおたか ・新聞、雑誌、段ボール、缶、布類及び金属類 資源回収業者(1社) ・上記以外 資源回収業者(1社)が白銀環境センターへ搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ クリーンセンター おおたか ・缶、びん、紙類 資源回収業者(1社) 収集後直接搬入 ・上記以外 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ クリーンセンター おおたか ・新聞、雑誌、ダンボール 資源回収業者(1社)へ収集後直接搬入 ・アルミ缶、スチール缶 業者(1社) ・びん 久居市のストックヤード ・上記以外 白銀環境清掃センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ クリーンセンター おおたか ・上記以外 白銀環境清掃センター 	調整の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ適正排出啓発 ・イエローカードの貼付、分別排出標示板の配布、分別排出等啓発用看板の設置 ・広報からす、チラシ、家庭ごみの正しい分け方、出し方での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ適正排出啓発 ・イエローカードの貼付、ごみと資源の分け方・出し方の看板 ・町広報誌「ハロー環境」コーナー・チラシ生活カレンダー(ごみ分別早見表・日程表) ・ケーブルテレビ一志町役場 広報室「ハロー環境」 ・各自治会「ごみ減量化推進委員」研修会 ・転入者チラシ配布 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ適正排出啓発 ・イエローカードの貼付、分別排出標示板の配布、分別排出等啓発用看板の設置 ・町広報、チラシ、ごみ分類用家庭用冊子家庭ごみ収集日 程表での啓発 ・ケーブルテレビ、ホームページ、小学校指導 ・環境保全指導員腕章交付、ごみの一時集積所を管理する自治会長又はアパート、マンションの管理人まで個別指導 ・転入転居窓口でのチラシ交付等 <p style="margin-top: 20px;">事業系ごみの排出指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの配布 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ適正排出啓発 ・ルール違反ステッカーの貼付、 ・各家庭にごみ収集カレンダー、チラシでの啓発 ・広報美杉、ケーブルテレビ、ホームページ等でのPR ・ごみの一時集積所を管理する自治会で環境整備推進員を委嘱し、地域の環境保全に努める。 	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	ごみ収集分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
8 犬猫等死体収集及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬、猫等であれば個人の責任で処理。 ただし、個人で対応できない場合、申し出により市が死体収集を行う。この場合手数料1頭 1,000円。(平成13年度：37頭) ・道路等で死亡した飼主不明の犬猫等の収集については、施設管理者の責任で処理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬、猫等であれば個人の責任で処理。 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 			
9 市町村の各施設等で発生するごみの収集	直営収集の中で実施	直営区域 直営収集の中で実施 委託区域 家庭ごみ収集業務委託の中で実施	家庭ごみ収集業務委託の中で実施	家庭ごみ収集業務委託の中で実施	家庭ごみ収集業務委託の中で実施	家庭ごみ収集業務委託の中で実施

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 津市の例により調整する。(合併と同時) 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。			
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・飼い犬、猫等であれば個人の責任で処理。 ただし、個人で対応できない場合は、津市の例により調整する。 ・道路等で死亡した場合は、施設管理者の責任において処理する。
家庭ごみ収集業務委託の中で実施	家庭ごみ収集業務委託の中で実施	町関連施設(庁舎、学校、保育園等)からの発生するごみは、それぞれの施設で業者委託している。	家庭ごみ収集業務委託の中で実施	新市関連施設(本庁舎、出先機関、幼小中学校、保育園、公民館、市民センター、市民プール等)から排出されるごみの収集については、本来行政サービスとして収集すべき家庭系のごみではなく、事業所系のごみではあるが、現状の直営、委託収集方式により収集するものとし、排出施設側にごみ処理に係る負担はかけないものとする。